



10/12 【宇和島市人権を考える市民の集い】
(明倫小学校)
落語家の笑福亭鶴笑さんによる、ユーモアたっぷりのパペット落語で、会場は笑いの渦に包まれ、「誰も傷つけない笑い」の大切さを学んだ。



11/27 【笑顔の集い in つしま】(津島中学校)
森口健司さんの講演会を開催。これまでの教員生活で出会った子どもたちとの「本音で語り合う」実体験を交えての話は、伝えることや信頼の大切さを再確認できた。



11/14 【吉田町人権をまもる集い】(吉田公民館)
園児の歌、婦人会の手話コーラス、子ども会の朗読の後、松村元樹さんの「無関心ではいられても無関係ではられない」と題しての講演があり、自分のあり方を考える良い機会になった。



12/6 【三間町人権あったかコンサート】
(コスモスホール三間)
婦人会等の朗読とオカリナ演奏、成妙小児童による手話を交えた歌、三間中・北宇和三間分校生徒の人権学習発表、ちめいどさんの人権コンサートと盛りだくさんの内容だった。

差別落書きは犯罪です

令和7年1月31日、市内のトンネル付近の擁壁にて差別落書きが発見されました。
差別落書きとは、差別や偏見にもとづき、人の心を傷つけたり侮辱する言葉などを用いた落書きのことをいいます。このような行為は絶対に許されるものではありません。
市では、市民のみなさんと共に差別落書きやその根底にある差別意識の根絶に向けた取組を進めています。市民一人一人が人権尊重の重要性を理解し、差別落書きを許さないという共通理解を持つことが、差別のない安心して住めるまちづくりにつながります。共に差別落書きをなくしていきましょう。

差別落書きを発見したら

そのまま放置していると、見た人に差別意識を新たに植えつけたり、助長する恐れがあります。速やかに施設の管理者や人権啓発課に連絡してください。
施設の管理者は、落書きが目につかないように遮蔽したあと人権啓発課に連絡してください。

じんけん うわじま人権だより

みなさんは、「カスハラ」という言葉をご存じですか。今日は、買い物から帰ってきたお父さんと、迎える娘さんとの会話を覗いてみましょう。

「ただいま〜。」
「お父さんお帰り・・・どうしたの、機嫌悪い?」
「近頃の店員はなっとらん! 咳止めの薬はどこにあるか聞いたら『ありません』『いつ入荷するかもわかりません』だと! 俺の風邪が悪化したら責任取れるのかって、怒って土下座させたが、まだ怒りが収まらない。」
「え・・・土下座って・・・やりすぎじゃない?」
「クレームに対しての謝罪だよ。こっちは何軒回っても咳止めの薬が置いてなくてイライラしていたし・・・。」
「全国的に咳止めの薬がないってニュースでやっていたでしょう? お父さんみたいに無理難題を言って自分のストレスを解消するのは、クレームじゃなくて嫌がらせ。最近じゃ『カスハラ』って言って、問題になっているのよ。第一、お客さんっていう『立場』を利用して土下座させるなんて、職場だったらパワハラだよ。お父さん、いつも『パワハラにならないか』って部下の人を心配してたじゃない!」

「う・・・。そ、そうだな。」
「店員さんを困らせるようなこと、もう絶対しないでね。」
「あ、ああ。確かに、悪いことしたな・・・。」



いかがでしたか。「カスハラ」いわゆる「カスタマーハラスメント」とは、「顧客など（行政・介護・学校現場などにおいてサービスを受ける人も含む）からの著しい迷惑行為」のことです。厚生労働省のデータでは、2019年までの10年間に、顧客などからクレームを受けたことにより精神障害の労災認定を受けた人が77人、うち、24人が自死していることがわかり、ハラスメントの新しい領域として社会的な問題となっています。

「お客様には強く言えない、なるべくいうことを聞かなくてはいけない」という従業員の心理につけこんだ「カスハラ」には、言動が度をこえていて、状況によっては法に触れるほどの大変悪質なケースもあります。「カスハラ」だけでなく、あらゆるハラスメントや誹謗中傷等は決してあってはならないことと認識し、日々人権意識を高めることが大切です。

じんけんざくひんしゅう
人権作品集「いのち」

ひょうごぶもん
【標語部門】
さいゆうしゅうざくひん
最優秀作品

じぶん
自分ごと
さべつ いしき か みらい
差別への意識で変わる未来

うわじましりつじょうなんちゅうがっこう
宇和島市立城南中学校

よねい あいり
米井 愛莉



性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称の一つで、「LGBTQ+」という言葉があります。下記の言葉の英語表記の頭文字と記号をとって組み合わせた言葉です。最近まで、世の中には、男性と女性の二つの性別しかないと認識されてきました。しかし、一人一人の考え方や姿が異なるように、性もたった二つに分けられるほど単純ではありません。「性はグラデーション」と表現されるように、100人いれば100通りの答えがあり、多様なものです。

宇和島市では、SOGIE（ソジー：性的指向や性自認、どのような性表現をするのか）に関わらず、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、お互いを認め合える市の実現を目指すため、4月から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入します。制度を通じて性の多様性や性的マイノリティへの理解が深まることを期待します。

■「LGBTQ+」とは？

- ▼ L（Lesbian・レズビアン）：女性同性愛者
- ▼ G（Gay・ゲイ）：男性同性愛者
- ▼ B（Bisexual・バイセクシャル）：両性愛者
- ▼ T（Transgender・トランスジェンダー）：心の性と体の性が一致しない人
- ▼ Q（Questioning・クエスチョニング）：自分の性のあり方がわからない、決めていない人等（Queer・クィア）：規範的でないとされる性のあり方を包括的に表す
- ▼ +（プラス）：性はとても多様であり、LGBTQに当てはまらない人



■「性のあり方」とは？

- ▼ 性のあり方に関する要素
 - △ 法律上の性別：生まれた時に割り当てられる法的な性別
 - △ 性自認（Gender Identity）：自分の性別をどう認識しているか
 - △ 性的指向（Sexual orientation）：恋愛や性的な関心がどの性別に向くか/向かないか
 - △ 性的表現（Gender Expression）：自分の性をどう表現するか

■SOGIE（ソジー）とは？

性のあり方に関する要素のうち、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）と性的表現（Gender Expression）の頭文字をとってまとめてSOGIE（ソジー）と言う。特定の人を指す言葉ではなく、すべての人の性的指向（どんな性別を好きになるか）、性自認（自分はどんな性別だと思っているか）、性表現（どんな性別の服装・髪型を望んでいるか、自分を何と呼ぶかなど）を表す言葉です。

多様な二人や家族を応援「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」



4月からスタート!!



この制度の導入によって、SOGIE（以下「ソジー」）をすべての市民に関わるテーマにとらえ、どのようなソジーであっても、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことのできるまちを目指します。

☆宇和島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（以下「制度」）

お互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ・ファミリーシップ関係」であることを表明した二人が市に届出し、市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。届出者の戸籍上の性別やソジーは問いません。

なお、二人の他に、子ども・親等の近親者（以下「近親者」）を含む家族の関係を届出した場合は、あわせて証明します。

この制度は法律上の婚姻とは異なるため、届出をしても法律に基づく権利・義務は発生しませんが、より効果を高めるための取組をあわせて実施します。

また、制度実施後も事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、多様な生き方が認められるまちづくりを進めていきます。

☆制度を利用できる人

- ① 民法第4条に定める成人に達していること
- ② いずれかが本市に住所があること
- ③ 双方に配偶者やパートナーがいないこと
- ④ 双方が近親者でないこと（民法で規定する婚姻ができない続柄でないこと、ただし養子縁組をしている場合を除く）



☆制度の効果

制度は、制度実施要綱により市政のなかで運用するもので、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるものではありません。二人や家族の思いを尊重し、自分らしく、生き生きと生活されることを市として応援するものです。

また、この制度を通じて性の多様性への市民の理解が深まることで、差別や偏見の解消につながることを期待します。



【制度についてのお問い合わせ】

宇和島市教育委員会人権啓発課

電話：0895-49-7034 午前9時から午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

F A X：0895-22-5058

E-mail：jinken@city.uwajima.lg.jp